

令和5年度

第1回越谷市景観評価委員会会議録

令和5年10月6日

越谷市役所本庁舎8階

第2委員会室

越谷市都市計画課

令和5年10月6日

令和5年度第1回 越谷市景観評価委員会議事日程

1. 会長並びに会長職務代理者の選出
2. 開会
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
  - 第1号議案 景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証について
5. 報告
  - 報告事項1 景観計画施行状況について
  - 報告事項2 屋外広告物許可件数等について
  - 報告事項3 こしがや景観資源について
6. その他
7. 閉会

出席委員

会	長	岡	田	智	秀
委	員	石	尾	正	樹
委	員	小	松	晴	美
委	員	岡	崎	拓	也
委	員	土	屋	孝	子
委	員	深	堀	清	隆
委	員	依	田		彩
委	員	石	河	優	子

欠席委員

会長職務代理者	大	沢	昌	玄
委員	山	崎	光	枝

市長部局

都市整備部長

林 実

都市整備部副部長（兼）都市計画課長

平 井 克 明

都市計画課主幹

山 岸 千 里

都市計画課主査

福 田 奈 津

事務局

都	市	計	画	課	長	田	中	英	明
副		課		長					

都	市	計	画	課	主	任	菊	地	佳
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## ◎開会

事務局 それでは、これより令和5年度第1回越谷市景観評価委員会を開会いたします。

---

## ◎会議成立の報告

事務局 まず、本日の出席状況でございますが、大沢委員、山崎委員が所要のため欠席されております。

よって、委員10名中8名の出席でございますので、越谷市景観条例第37条第2項の規定により委員の過半数が出席されていることから、本委員会の会議は成立していることをご報告いたします。

---

## ◎会長の選出

事務局 それでは、次第1、会長並びに会長職務代理者の選出でございます。

初めに、会長の選出をお願いしたいと存じます。

なお、それまでの間、事務局にて進行を務めさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

会長の選出につきましては、越谷市景観条例第36条第1項の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますけれども、いかがでございましょうか。

〇〇委員 景観の分野で幅広いご活躍の岡田委員がふさわしいと思います。

事務局 ありがとうございます。

〇〇委員からご提案をいただきましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 岡田委員、いかがでしょうか。

岡田委員 はい、承知いたしました。

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長につきましては岡田委員ということで決定いたします。

ありがとうございました。

---

## ◎会長職務代理者の選出

事務局 続きまして、会長職務代理者の選出をいたします。

越谷市景観条例第36条第3項の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますけれども、いかがでしょうか。

〇〇委員 本日は欠席をされておりますが、引き続き大沢委員に会長職務代理をお願いされてはいかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

ただいま会長職務代理に大沢委員という発言がございましたけれども、大沢委員におかれましては、委員の皆様からの推挙があればお引き受けいただけるということでしたので、大沢委員に引き続き会長職務代理者をお願いするという事によろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長職務代理者は大沢委員に決定いたします。

皆様、ありがとうございました。

岡田委員につきましては、恐れ入りますけれども、会長席への移動をお願いいたします。

---

## ◎会長あいさつ

事務局 それでは、ここで会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

岡田会長、よろしく願いいたします。

岡田会長 ただいま引き続き会長を仰せつかりました日本大学の岡田でございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

今、冒頭事務局からお話がありましたように、この景観計画策定の年数が平成25年ということですから、今年で10周年です。ただ、25年に策定といいましても、実は当時の都市計画課長から、やはり景観というのは市民の生活からにじみ出る姿だというようなところから、景観に対する民意を高める取り組みが重要であるという観点から、実は策定の4年前からいわゆる下地をつくろうというようなことで、市民とともに懇談会をやってみたり、シンポジウムをやってみたりというようなことでかなり仕込みの時期が4年間という長きにわたってようやくできた景観計画でございます。中を見ていただくと分かりますように、当時まだワークショップというのがそれほど主流ではなかったときに、まだ昔の古いほうの庁舎で市民ワークショップなどをやったり、まち歩きをやってみたりということで、多分に市民の意見が踏襲された景観計画になっています。

やはり4年間の仕込みが奏功いたしまして、その後ワークショップ等で知り合った市民同士

が手を取り合って、最初は見ず知らずの間柄だったんですが、こしがや市民大学というものを立ち上げて、今それが越谷市住まい・まちづくり協議会という団体へと発展しております。その団体の皆様が今空き家プロジェクトですとか、引き続きまちづくりの啓発運動、さらにはリバーウォークプロジェクトなんていうことも立ち上げておられたりというようなことで、非常に景観計画をめぐる市民の活発な動きというものがこれまで展開されてきたということで、私自身もそれを大変うれしく思っているところです。

特に10年目を迎えたこのたび、景観計画策定の4年前の仕込みのときから共に歩んできた戦友である平井都市計画課長がこちらに戻りまして、私としては非常に心強くも頼もしい限りだということで、平井さんがほとんどこの景観計画の骨子をお作りになって、特に特徴づけているのが特定地区というものでありまして、一般的には重点区域という区域設定があるのですが、それを特定地区というようなところを定めまして、ではその範囲をどのくらいの範囲で設定すればいいかというのを、私と平井課長とで市内をあちこち歩き回って、本当に丁寧に一つ一つ積み上げてきた景観計画ということで、ようやく10年目を迎えたということでございます。

本日の議案は1つ、アクションプログラムの評価ということで、平成30年から5年たった現在、アクションプログラムというものがどこまで踏襲されてきたのか、そうしたことを皆様方の専門的見地から調査審議いただくというのが本日の大きな柱になっております。

ということで、本日限られている時間ではございますが、円滑なる調査審議にご協力いただけましたら幸いですということを最後に申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

事務局 岡田会長、ありがとうございました。

---

## ◎傍聴者・報道関係者の対応

事務局 次に、会議の傍聴についてでございますけれども、本日の委員会は、越谷市景観条例施行規則第32条第2項の規定に基づき、会議を公開とし、傍聴者を10名として、所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、本日は傍聴者・報道関係者がおりませんので、ご報告をさせていただきます。

---

## ◎議長の決定

事務局 それでは、これより第1回景観評価委員会の議事へと移らせていただきます。

議長は、越谷市景観条例第36条第2項の規定に基づき、会長が議長となります。  
それでは、岡田議長に議事進行をお願いいたします。

---

## ◎開会宣言

議長 承知いたしました。

それでは、皆さんよろしくをお願いいたします。

ただいまから令和5年度第1回越谷市景観評価委員会を開催いたします。

しばらくの間、議長を務めさせていただきますが、円滑なる進行ができますよう皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

---

## ◎会議録署名委員の指名

議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、越谷市景観評価委員会運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、本日は石尾委員をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

石尾委員 よろしく申し上げます。

---

## ◎第1号議案

議長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと思っております。

本日のお手元にある次第に基づきまして、第1号議案「景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証について」ということで、これから議事に入りたいと思っております。

なお、議案の朗読後、都市計画課より案件の説明を行いまして、その後皆様方から質疑、意見をちょうだいして、その後に採決を行いたいと思っております。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、私のほうから議案の朗読をさせていただきます。

第1号議案「景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証について」、越谷市景観条例（平成25年条例第17号）第33条第1項第1号の規定により諮問する。

令和5年10月6日提出、越谷市長、福田晃。

諮問理由、越谷市景観条例第33条第1項第1号の規定により景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。

以上でございます。

**議長** 続いて、事務局のご説明をお願いいたします。

**都市計画課長** それでは、私のほうから説明させていただきます。

越谷市景観計画は、景観法第8条に基づき景観行政団体である本市が平成25年3月に策定し、同年10月から施行いたしました。アクションプログラムは、景観計画に基づく景観施策についておおむね5年を単位として推進する具体的な行動計画でございます。景観評価委員会の皆様には景観計画に基づく施策等の評価・検証を行っていただくという役割があり、施行から5年が経過した平成30年度に当委員会で評価及び検証をしていただいているところでございます。それからさらに5年が経過したことから、改めまして景観評価委員会に諮問をするものでございます。

この後、担当のほうからアクションプログラムについて、この期間における実績や成果、課題についてご説明をさせていただきますので、ご意見の程どうぞよろしくお願いいたします。

**都市計画課担当** 続きまして、私、都市計画課の山岸と申します。引き続き議案の説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、まず、景観計画について簡単にご説明をいたします。

越谷市景観計画は、越谷らしい良好な景観の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者及び市の三者が連携・協働して良好な景観の形成に取り組むために策定いたしました。

本計画は、越谷市内全域を景観計画区域とし、本市のシンボルや顔となる景観形成を図ることが期待される地区として元荒川沿川、越谷レイクタウン、旧日光街道沿道を地域の特性を生かした良好な景観の形成を先導する特定地区とし、それ以外の地域を一般地域としております。それぞれの地区において配置や規模、形態、意匠などについて景観形成基準を定め、景観誘導を図っております。また、市内を流れる河川や鉄道、幹線道路等の景観軸や、調節池、花田苑、駅や寺社等の景観拠点についてもそれぞれ景観形成の方針を設定しております。

こちらにつきましては、本日配付させていただいております越谷市景観計画の第2章及び第3章を後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、アクションプログラムについて、都市計画課が評価・検証した内容についてご説明をさせていただきます。

お手元の景観計画、86ページをご覧ください。景観計画はこちらの冊子になります。こちらの86ページになります。



議長 この分厚いほうですね。

都市計画課担当 こちら86ページには、現在のアクションプログラムについて書かせていただいております。景観計画の運用、景観形成に関する意識づくり、市民が主体となった身近な景観まちづくりの推進、景観形成の推進体制の整備、この4つの事項を掲げており、さらに4つの事項それぞれに小項目を定めております。

それでは、続きまして、既に事前に配付をさせていただいております資料1、景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証についてをお手元にご用意ください。

お手元にご用意いただきました評価・検証についての資料になりますが、こちらは小項目ごとに目的や概要がありまして、その下の左側は平成30年度に既に都市計画課が行った評価・検証結果を明記させていただいております。右側は今回実施した実績、成果、評価、課題についてまとめております。

それでは、各項目の説明に移らせていただきます。

初めに、1ページ、項目、景観計画運用指針ガイドラインの策定について、ご覧ください。

景観計画に定める景観形成基準が色彩基準を除いて定性的な基準で構成されていることから、適合判断の合理性を事前に明示することや景観形成基準の目指すところの意味を市民、事業者へ分かりやすく示し、イメージを共有することにより、景観計画の円滑な運用を推進するために運用指針やガイドライン等を策定するものでございます。

これまで景観形成基準の説明及びイメージを図や写真で示した景観づくりの手引きというものを窓口での配布や市ホームページで公開し周知を図ってまいりましたところですが、事業者等からは問合せがまだまだ多いような事項があり、その事項を取りまとめた内規を作成しております。今後につきましては、この取りまとめたものをQ&Aというような形で公開することによって、景観形成基準への理解をより深めていただけるよう、さらなる周知を図りたいと考えております。

次に、2ページ目、景観形成基準による景観誘導の推進についてでございます。

景観形成基準により規制、誘導を行うことで良好な景観形成を推進することとしており、これまでに受付を行った事前協議、届出については勧告、命令の実績がなく、景観計画で示した景観形成基準への誘導ができていると考えております。また、これまで手続漏れも見られていたため、宅建協会やマンション管理組合様へ手続の案内を通知することで手続漏れを解消してまいりました。引き続き景観形成基準への誘導を図りながら、手続についても分かりやすく周知を図ってまいります。

続きまして、3ページ、景観重要公共施設の指定についてです。

これは景観軸や景観拠点となる公共施設などについて指定し、景観計画に即した整備をすることで良好な景観形成を推進することとしております。市役所庁内の専門部会において、事業課から提出があった調書の内容を公共施設の景観形成に関する基準案に反映し、内容の精査を行ってまいりました。これにつきましては、措定後の維持管理費用などについて課題もあることから、これまでに景観重要公共施設の指定には至っておりませんが、今後、こしがや景観資源に登録された資源を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4ページ、景観形成に先導的役割を果たす公共施設の整備、大沢橋周辺のオープンスペースについてでございます。

こちらは、景観計画において基本的な配慮事項と施設別配慮事項を設定し、都市デザイン協議会などの庁内会議において調査研究し、景観計画に即して公共施設の整備が実施されるよう配慮してまいりました。今年度は、(仮称)緑の森公園保育所、大袋地区センター・公民館、(仮称)桜井分署の整備についてそれぞれ特別部会において景観形成に係る調査研究を行っております。

公共施設による景観形成の考え方については、後ほど景観計画、73ページ及び74ページに詳細が書かれておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

次に、5ページ、講演会などの定期的開催についてでございます。

越谷市の景観形成について、市民等の理解を深めるため、越谷の景観行政と景観特性についての動画を作成し、市ホームページで公開をしております。また、市が共催する協働フェスタにおいて登録済みのこしがや景観資源の展示等を行い、越谷の景観についてPRを行ってまいりました。

続きまして、6ページ、景観写真コンクールの開催についてです。

こちらは越谷市の景観に関心を持っていただき、新たな景観資源の発掘をするために開催したもので、平成22年度から30年度までに全9回実施し、総応募数が802作品となりました。平成30年度をもって景観写真コンクールを終了とし、各回において表彰した作品を取りまとめた越谷市景観写真コンクール受賞作品集を令和元年度に作成し、公共施設や市内各学校等に配布をいたしました。こちらにつきましては事前資料として送付させていただいております。お手元、A4よりも少し小さいサイズの写真コンクールの受賞作品集となりますので、またこちらも併せてご覧になってください。

また、当事業については、一定の成果を得たことから事業終了とさせていただこうと考えて

おります。

続きまして、7ページ、パンフレットの作成についてですが、平成30年度に「越谷の景観」という越谷市景観まちづくりパンフレットを作成いたしました。こちらにつきましても事前に送付させていただいたものになります。表紙の左側に幾つか写真が載っているパンフレットとなります。こちらは越谷市景観計画についてや市の取組、越谷らしい景観について紹介をさせていただいております。作成したパンフレットにつきましては各地区センターをはじめ市内公共施設で配架をしており、今後も広く情報発信を行いたいと考えております。

それでは、続きまして、8ページ、表彰制度の検討についてでございます。

先ほど6ページの景観写真コンクールの開催でご説明をしたとおり、応募作品については越谷市の良好な景観がよく表現された作品や景観資源の発掘につながるものを表彰の基準とし、各回において最優秀賞等を選出してまいりました。景観写真コンクールについては先ほどお話をしたとおり事業を終了したことから、新たな表彰制度について引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

続きまして、9ページ、こしがや景観資源の選定と登録についてでございます。

こちらは平成30年度から募集を開始し、令和4年度までに累計207件のこしがや景観資源を登録してまいりました。募集については以前の景観評価委員会の意見を踏まえ、令和2年度から募集テーマを設定し、令和5年度は季節を感じさせる景観をテーマに募集を行っております。

今後の取組といたしましては、これまでに応募があった景観資源に偏りが見られることから、参加しやすく、分かりやすい周知方法を検討し、新しい資源の掘り起こしができるような取組を検討する必要があると考えております。

続きまして、10ページの景観まちづくり宣言の認定と推進、続きまして、11ページの景観まちづくり団体の設立と支援、さらに12ページの景観まちづくり地区の指定についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、いずれも認定や指定には至っていない状況であります。この3つの項目については平成30年度の評価・検証において市から具体的な提案等による働きかけが必要であるというご意見をいただいております。引き続き他自治体の例を参考に、市民が主体となって身近な景観まちづくりを行う仕組みづくりの検討やまとまった開発が行われる際に地域における景観まちづくりの推進について働きかけを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、13ページ、景観評価委員会の委嘱と活用についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど10名の方に景観評価委員を委嘱させていただき新たな任期が

始まりました。これまでアクションプログラムの評価やこしがや景観資源の登録に係る審議を行ってまいりましたが、今後はアクションプログラムの見直しであったり、策定から10年を経過している景観計画の見直しに向けた検討など、景観施策の適切かつ効果的な推進を図るため積極的にご意見を伺ってまいりたいと考えております。

続きまして、14ページ、景観アドバイザーの設置と活用についてでございます。

これまで規模の大きな建築物や公共施設の整備などにおいて、色彩や配置、緑化計画等について、技術的、専門的な見地から適切な景観誘導を図るため積極的にご意見を伺ってまいりました。近年では整備事業を行っている（仮称）緑の森公園保育所、大袋地区センター・公民館、（仮称）桜井分署や民間の建築物において助言をいただき、良好な景観形成を図っております。こちらの景観アドバイザーの委嘱につきましても本日行わせていただきまして、また先生たちに助言をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、15ページ、都市デザイン協議会等の運営について、お手元の資料1－5越谷市都市デザイン協議会及び下部組織についてにつきましても併せてご確認をお願いいたします。

これは事前に郵送させていただいている資料となります。

越谷市都市デザイン協議会は、庁内において景観形成を直接的に担う担当部署22課で構成された組織で、本市の景観形成に関する調査研究や指針の策定、相互の連絡調整を行っております。その下部組織には専門部会及び特別部会が設置され、専門部会では橋梁や道路などの公共建築物以外の公共施設に係る調査研究を、特別部会では公共建築物に係る調査研究を行い、それぞれの部会における諮問事項や報告事項について都市デザイン協議会で協議をしております。

現在、専門部会では、アクションプログラムの評価・検証についての3ページでお話をさせていただきました景観重要公共施設の指定でご説明をしたとおり、公共施設の景観形成に関する基準案を作成しており、今後その内容を確定し、運用について協議を行う予定をしております。また、特別部会については、4ページの景観形成に先導的役割を果たす公共施設の整備において実績をまとめさせていただいたとおり、整備事業中である（仮称）緑の森公園保育所、大袋地区センター・公民館、（仮称）桜井分署について、整備の進捗状況に応じて敷地内の配置や建築物の外環、色彩等について調査研究を行っております。公共施設は景観形成において先導的な役割を果たすことが求められることから、引き続き各部会等において本市の特性を生かした個性ある景観形成を図ってまいります。

最後になりますが、アクションプログラムの見直しについてお話をさせていただきます。

平成30年度の評価・検証時に、令和2年度に改定した越谷市第5次総合振興計画及び越谷市

都市計画マスタープランの内容を踏まえて検討することとしておりましたが、いずれの計画においても景観施策に大きく影響する変更がなかったため、これまでアクションプログラムの見直しには至っておりません。この後、委員の皆様からの評価・検証を受け、また、施策の現状を踏まえて見直しを検討していきたいと考えております。

評価・検証に係る説明につきましては以上となります。

**議長** どうもありがとうございました。

私のほうから若干補足をさせていただきますと、3ページのところで、下のところに、こしがや景観資源に登録された資源を含めて検討していくという、このこしがや景観資源、再任の皆様はご存じだと思いますが、今回公募で新任の方もいらっしゃるということで改めてこしがや景観資源、ご案内させていただきますと、毎年市民から公募を募りまして、その年々のテーマに合った越谷の景観的な魅力を写真で応募してもらう。その応募した内容をこの景観評価委員会の中で精査いたしまして積極的に登録していくというような取組を重ねてまいりました。このアクションプログラムの中にもたびたびこしがや景観資源という登録制度のお話がありましたけれども、そんな取組でございます。

それともう一つたびたび出てきているのが、4ページのところに最初に出てくるのか、都市デザイン協議会というのがあります、これは私は積極的に評価しているんですけども、この市役所の中で課長級ですか、基本的には課長級の方が担当部署を横断して一堂に会して公共事業あるいは景観施策等々について議論を行うということで、よく行政は縦割りという表現もありますけれども、お隣の部署にはなかなか物を申しづらいという風潮がある中で、これは実は景観法ができる前からこの都市デザイン協議会というのは市役所の中で立ち上がっていて、デザインに関する議論を重ねてきたということで、これはぜひ今後とも続けていっていただきたいというような、非常に特色ある組織体であります。

---

## ◎議案に対する質疑・意見

**議長** これより、皆様方から質問、意見を頂戴したいと思います。

まず、最初に内容の理解を深めるということで、質問、意見のうち、質問のほうからお受けしたいと思います。どなたでも結構ですので、もし質問等おありの方は挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

事務局のほうから何か補足等がありますか、今のところ大丈夫ですか。

では、〇〇委員。

〇〇委員 今資料の中で、事前協議の仕組みを、2ページですか、お持ちだということで、単純な質問なんですけれども、事前協議で景観アドバイザーの方がどの程度の頻度で関わる機会があり、どういった議論までされているのか、差支えなければ教えていただければと思います。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課担当 簡単ではございますが、景観アドバイザー制度についてご説明をさせていただきたいと思います。

先ほどの説明では、ある一定規模の建築について景観アドバイザーにかけているというお話をさせていただいているんですけれども、要件を内規で決めさせていただいております、いわゆる一般地域と呼ばれるものについては高さが31メートルを超える、または建築面積が2,000平方メートルを超える建築物または工作物を対象としております。また、特定地区につきましては、高さが15メートルを超える、または建築面積が1,000平方メートルを超える建築物または工作物についての行為ということでさせていただいております。

基本的には、新しく建築されるものにつきましては、この規模を超えた場合、積極的に景観アドバイザー制度を活用するというところで、事業者の説明をしながら活用している制度でございます。中には大規模なマンション等で色彩の変更があったりする場合につきましては、本日委嘱させていただいた依田委員から色彩について助言をいただいているケースもございます。また、新しい建築物ということになりますと、その敷地の中でどこにどういったものを配置するか、例えば建物があったり、マンションですと駐車場があったりですとか、また、緑化については、どんな木を植えて、どういう配置にするかということ、本日委嘱させていただいた岡田委員のほうに助言をいただきながら進めているようなところです。

件数につきましては、毎年何十件もということではなく、10件以下のところでして、また、この後景観のほうのご報告の際にも詳細はお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった形で規模、要件に該当する場合につきましては窓口等で積極的にご案内をさせていただきながら、活用させていただいております。

また、助言をいただいた内容についての反映につきましては、なかなか難しいところもございまして、特に色彩の関係につきましては設計のプロセスの中でも比較的後半の段階で決定されることが多かったり、ある程度色彩が決まらなると私どものほうも依田委員のほうにお話を伺えないというような状況があったりして、助言をいただいた全てを事業者のほうで反映していただけているかと聞かれると、なかなか工程のプロセスと合わなかったりする場合もありますので、全てを配慮していただけるということではございませんが、先生たちからの助言につ

きましても、これでないといけないという助言の仕方ではなくて、越谷の景観計画に基づいた景観への配慮についてはこういった色彩に考慮し、こういった配置で配慮するようにというようなご案内をいただきながら、取り入れていただけたところを少しでも多く持っていただけるように市側からも働きかけを行って進めているような状況です。

以上でよろしいでしょうか。

**〇〇委員** ありがとうございます。協議の成果といいますか、その部分までありがとうございます。

なかなか積極的にやられると思っているんですけども、少し質問の範囲を超えちゃいますけれども、いろんな業者がいて、積極的にアドバイザー制度に応じてご自身の物件の価値を高めるということをやったところについては、もしかしたら、事業者のご了承を得て、そういういい成果が出ているということを何らか公表するとか表彰するとかということに結びつける手もあるのかなと思います。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

件数的には色彩で大体年に何回くらいですか。

**都市計画課担当** 後半に報告の予定でしたが、先にご報告します。

**都市計画課担当** 先に片側に資料2と書いてある景観計画の施行状況の表のほう、ご覧いただいて、その裏面に景観アドバイザーに依頼した実績、過去5年分のものを載せております。

例えばですけれども、令和4年度の実績でいきますと、病院の色彩、地域スポーツセンターの色彩、保育所の色彩ですとか、あとは遊歩道整備の色彩、トイレの色彩という形で、この年は5件、色彩についてアドバイスをいただいたというような状況がございます。年によってまちまちでございます。

**議長** ありがとうございます。

〇〇委員も専門なのでよく存じ上げていると思うんですけども、タイミングがやはり一番重要で、計画がしっかりと固まった後に相談されても、結局上つ面のことしか対応できないというような批判がよくありますけれども、本市に限っては計画段階からかなり前もって事前協議の相談が寄せられるので、私としても非常に柔軟にアドバイスしやすい状況ということを併せて報告申し上げたいと思います。非常に事前協議に対する景観アドバイスはタイミングが重要なので、引き続き前倒し、前倒しでご相談いただけたらありがたいということを申し添えたいと思います。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 そのほかいかがでしょうか。

〇〇委員 〇〇委員に賛成なんですけれども、アドバイザーの制度を使う方については、その成果というのがある程度というか、どの程度か分からないんですけれども、それを先ほどのゼロ件というのがいろいろ出ていましたけれども、その辺につなげるということはどうなんでしょうか。なかなかこの制度のままだと、ある程度自信がないと申請できない的な感じがするんですけれども、もうそれはまちづくりとしてこれはちょっと自信があるよということでないゼロ件というのはこのままいくのかなという感じがしますので、やはりこちらから、例えばアドバイザー制度を使うというだけではないんですけれども、少しこちらに向いているところについてはその後ちょっと何らかのフォローというものがあれば、このゼロ件というものが少しでも1、2、3といくのではないかと思います。

以上です。

議長 確認します、ゼロ件というのはどこのゼロ件でしょうか。ご指摘いただいている箇所というのはどこのところを申しているか、確認させていただきますか。

〇〇委員 景観まちづくり地区、10ページからですか。

議長 景観まちづくり地区についてでしょうか。これについて事務局から現状の内容について併せて回答いただけたらと思います。

都市計画課長 私のほうからお答えさせていただきます。

その前に、〇〇委員のほうから最後におっしゃられたアドバイザーを使っていい成果が出たものについての表彰といいますか、何らかの形で公表して、見本として景観形成につなげていくというようなご指摘ですが、それについてはおっしゃられますように業者さんの了解等もありますし、業者としてもいいものをつくるというようなものにつなげていただいています。今後も参考とさせていただきます、よりよい方向に向けていければなと思っております。

また、今のご質問のゼロ件ということについては、資料1の中の10ページ、11ページ、12ページということになると思います。景観まちづくり宣言、景観まちづくり団体、景観まちづくり地区ということになりますが、これにつきましてはこの計画、条例の制定の際に、市民自ら良好な景観形成をしていただく、業者が新たに開発をするときにこういったものを活用していただいて、より良好な景観形成につなげていただきたいという趣旨から制度を設けたものでございます。その先には実は法律で景観協定だとか、景観協定というのは権利者同士の約束事です。行政のほうはあまり関与せず、認定だけをさせていただくという制度です。また、そ



の先には景観まちづくり地区ということで、より行政が関与できる、景観形成のためにこのようにしていきましょうというルールをきちんと定める、それを建築確認の中でもきちんと見ていくというようなより強いルール策定が可能でございます。なかなかそういった制度を活用するにはハードルが高いということがございまして、景観条例の中でより緩やかに皆さんでルールを考えて、皆さんでそのまちの景観の在り方、よい姿を共有した中でルールとして持ちましょうというような制度でございます。まず宣言をしてもらって、団体をつかって、ご近所さん同士だとか、本当に小さな単位でもいいのかなと思っております。

その先には景観まちづくり地区になっていく話になりますが、なかなかここまでのものというのが出てきていない状況でございます。やる場合には景観協定のほうに業者、事業者主導で指定されるようなケースはございます。今のところ、景観協定については1件ございます。

計画策定後10年経過しておりますので、この制度そのものの在り方、あるいは活用を考えなくてはいけないなと思っております。

その前の8ページをご覧くださいますと、先ほど議長のほうからもご説明していただいておりますが、こしがや景観資源の選定ということがございます。この前身では景観写真コンクール、写真の技術を競うようなイベントとしてやっておりました。この景観資源というのは景観条例に基づいた登録になっております。なかなか景観写真コンクールと景観資源の趣旨との違いが分かりにくいのですが、景観資源ということで、より市民の方が身の回りの景観だとか、越谷市を代表するような景観だとか、そういったものをみんなで共有して大切にしていこうというような景観に対する市民意識の醸成につながるものと考えております。

これも今登録をされておりますが、これをどのように活用していくかということがまだ見えてない状況がございまして、例えばこれは、今市民参加でやっていますが、登録をしていただく際には市民の方が提案していただいております。その先は私たち行政のほうで、登録をして、その景観が変わりがないかどうか、そういったことも確認をしているような状況でございます。これを行政だけではなくて、市民の方々も一緒に共有できるような、選ぶときだけではなくて、普段の景観を守るという意味で市民の方にも入っていただくような制度を検討しながら、この先のこの景観資源を大切にしながら、自らの地域の景観形成というのを考えていただいて、市民の方々自らが何ができるかということを考えていただくような機会を今後検討していかなくてはいけないのかなと思っております。

お答えになっているかどうか分かりませんが、長々と申し訳ございません。以上でございます。

議長 いかがでしょうか。よろしいですか。

〇〇委員 はい。

議長 やはり景観まちづくり宣言等々の取組は行政側から多分積極的に当該団体に働きかけるか何かしないと、内容がなかなか理解しにくいということと、実効性に対してどういうメリットがあるかということが伝わらないとなかなかアクションとして難しいのかなという、その一方で、多分景観担当の人員も限られている中であれもこれもとなると行政の中もパンク状態ということがあるので、プライオリティーを少し考えて、この先5年をどう展開していくかということをお我々とともに議論していく必要があるのかなというふうに思います。ご意見、ありがとうございます。

そのほか何かご質問はありますでしょうか。

〇〇委員。

〇〇委員 先ほど色だとか、建築物の外観の色とか、以前、倉庫みたいなところで、外壁の色を変えたという話もこの場で出たと思います。そういうことを具体的に、例えば、今こういう色を業者が考えていますが、いや、これでは受け付けられないというときのプロセスを教えてください。というのは、最近、コンピューターグラフィックとか、そういうのを使って結構ラフなタイミングでそういう評価がもしかしたらできるのかな、できないのかなということもあって、具体的にどういう形でやられているのか、教えていただきたいと思います。

議長 色彩アドバイスの件だと思うのですが、いいですか、事務局のほうで。

都市計画課担当 すみません、景観計画を使ってちょっとお話をさせていただきたいと思いますので、こちらの越谷市景観計画のほうをお手元にご用意をお願いいたします。

議長 分厚いほうでしょうか。

都市計画課担当 そうですね、厚いほうをお願いします。

こちらの例えばなんですけれども、47ページをご確認いただいてよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、色彩基準といたしまして、景観に配慮された色彩についてはこのような色にしてくださいというようにところを明示しているページとなっております。

なかなか身近にはないんですけれども、色彩についてはマンセル値というもので色を表してもらっています。これを共通の数値として、それに対して景観に対して配慮されているか、配慮されていないかというふうに見ております。

それがまず最初の前段となるんですけれども、その後事前協議といたしまして、建築物等を建てられるときにつきましては、どういった外観のものでどういった色彩のものを使って建築を

計画しているかというのを事前に都市計画課のほうに図面を提出していただきます。それを立面図というもので、そこに色彩については先ほどお話をしたマンセル値というものを書いていただきます。要はどういった色を使うかというのをマンセル値で表していただきます。そのマンセル値が次の47ページに書かれている色彩基準の範囲に入っているかどうかというのを都市計画課のほうでの審査の過程の中で確認をさせていただいております。

47ページの上のところに色彩基準、住宅地景観ゾーン、工業・流通業務地景観ゾーン等が書いてあります。その下に表があるかと思えます。色相というのが暖色系、寒色系でアルファベットでR、YRというような形で表すものを呼んでおまして、その後、部位のところを飛ばして、明度、彩度というところがあります。こちらは基調色と書かれているところなのですが、明度が明るさを表すもの、彩度はその色合いとなっており、そういったものを表す数字になっております。

例えばですけれども、色相が暖色系で、部位、外壁に使っていい色は明度が1より大きい数字のもので、彩度は4以下、4を含めて下の数値のものを使ってくださいというものを色彩基準として定めております。ですので、外壁についてはこの色ではないといけないという決め方ではなくて、一定の範囲、そういったものを決めさせていただいて、その中に入っているかどうかというのを確認するような形になります。次に、この基準より外れていた場合につきましてはその逆の作業です。この範囲内に入るように配慮するようというような指導をこちらから行っていくような形になります。

少しつけ加えてお話をすると、景観アドバイザーの制度を使って色彩のお話をさせていただく場合もあります。その場合はもっとより広く、周辺の建物に使われている色がどんな色であるかというものをこちらで資料を作って助言依頼をさせていただいております。要は建物単体だけではなくて、景観は調和を図る必要があるものでもありますので、そういった意味でアドバイザーにかける場合は周りで使われている色であったりというものも先生にお話をさせていただきながら、この景観形成基準よりも少し狭めて、周辺の色がこういった色合いなので、これに近い色合いがいいですとか、そういった助言をいただきながら事前協議を進めております。

この説明でいいでしょうか、以上です。

**議長** 補足の説明をお願いしたいのは、色彩アドバイザーに頼むか頼まないかの線引きというのはどこで考えられているのでしょうか。

**都市計画課担当** それも先ほどお話をした規模で判断をしております。一般地域ですとどれく

らの規模以上か、特定地域だったらどれくらいかということです。あとちょっとプラスさせていただくと、公共施設の建築物については、規模に関係なく、アドバイスいただいている場合もございます。

以上になります。

**議長** せっかくなので、〇〇委員から、色彩アドバイザーということで、補足があれば。

**〇〇委員** 補足というほどのことはないのですが、よく困るところというのは、明度が1以上ということで、割と1って結構ほぼ真っ黒なんですけれども、それ以上なので、割とグレイッシュな重めの色でも使えたりするところがあって、大規模な建築物、倉庫であったりとか、流通業務地区の計画が出てきたりするものとか、あとマンションとかでも重い色は一応使えるので、割と明るい白と暗い色との対比で格好よく見せるみたいなのが流行みたいところもあって、かなり暗い色を使われるところがあります。それはもう流通業務のときは周りは割と開放的な、引きのある場所なのでさほど問題はないんですけれども、家が立て込んでいるところとか戸建て住宅とかとつながっているところだとかだと少し注意が必要となります。使いたいと言えば、基準では入ってしまうので、その辺のところは毎回悩ましいところと、あと住宅地系とか、あと自然景観地だと多少全体的に色合いが暖色系になっているところが多く、その中であえて無彩色系という、いわゆるグレーニュートラルというところを使われるときに、これもまた基準には入っているので、無彩色を使いたいという業者がいれば、それはもう基準に入っている以上は、助言としては周りに合わせて少しでも暖色系にしたほうがいいですよということは助言をしておりますが、最終的には基準に入ってしまうのでどうしようもないというようなところがあったりします。

以上です。

**議長** 色の協議というのはマンセル値という指標の中でやり取りするというので、つまり赤と言ってもいろんな幅のある赤があるので、それが数値化されているものですから、それをもって業者とアドバイザーあるいは市の担当の方とやり取りするというようなプロセスが全国的に一般的なやり方というふうになっています。

そのほかなければ、ご意見頂戴したいと思っておりますけれども、質問は以上でよろしいですか。

では、ご意見があれば伺いたいと思っておりますけれども、ご意見はございますでしょうか。

私も事前にこれに目を通して、マル、サンカク、バツというようなことで、かなりシビアに評価がついているなという印象を受けます。

よろしいですか。

何かありますか、〇〇委員。

〇〇委員 せっかくですので、この評価を見させていただいて非常に充実している制度を運用されているという感を持ちました。特に毎回、こしがや景観資源ではこの会議の中で出てきたものをみんなで議論して決めていくというところも知っていますので、非常に市民を巻き込んだ景観づくりというのができているというふうに感じています。

マルとサンカクがあるということで、私がちょっと見ていたのは、啓発という部門ですか、意識づくりの箇所ですね。景観形成に関する意識づくりのところでは、今の景観資源のようにいいもの、結果としていいものを見つけて共有するということは比較的十分成果を上げている。市民個人だとか団体を表彰するとか、そういったものはこれから検討されていくというような記述になっていて、もしかしたら、いきなり団体ということも考えられますが、会長も最初に市民の活動についていろいろあるよというお話をされていたので実績はいろいろあるんだと思います。いきなり表彰に行く前に、少しそういったことを市民に対してまずは情報発信をしていくということがあるのかなと思って聞いていました。特に結果としていい景観があるのは、何でそれが生まれてくるのか、どういう活動で支えられているのかということをも市民が何か知る機会といたしますか、そうですね、例えば、今私は埼玉県のほうの景観の研究会のほうの活動に参加しているんですけども、埼玉県のほうでウェブサイトで景観マガジンという媒体を出していて、最近の号は趣旨が変わってきているんですけども、最初は人に着目して、主に県内の自治体の中で景観づくりに頑張っている行政職員だとか民間の方のインタビュー記事を出しているんです。そうすると景観をどういうふうにつくっているかという思いだとか、どういうふうにして景観資源がまちの中で市民に認知されて愛されるようになるかという物語が伝わるんですね。そういったことをまず一般に知っていただくというのが何かあるといいんじゃないか、それがひいてはいい団体を表彰していこうとか、個人を表彰するということにつながるのではないかと。

まちづくり団体の方は、本当にスーパーマンみたいなことをやられていることが多いので、市民からするとちょっとそこまでは、となるかと思いますが、また県の活動でも、行田市のある通りのところで、景観づくりに、一般の方が引っ越してこられて子供とともにコミュニティーの中になじんでいるために、もともと洋風の建物を建てようと思っていた方が和風の設えの建物に変更するという、そういう物語をインタビューでしたことがありまして、一般の方でもそういう形で景観づくりに参加できるみたいなことも、インタビューしてみても読み物としてみるとすごく参考になるんですね。なので、今度は市民がいい景観の結果ではなくて、どう

いうふうに関わっているかということの何かモデルみたいなものを発信するといいいんじゃないかなというふうに思っています。

**議長** 貴重な意見、ありがとうございます。

景観写真コンクールは一旦もう終了という評価で、8ページのところで、表彰制度については引き続き取り組んでいく必要があるということで、新しい展開を意識する姿勢が垣間見えますけれども、今の〇〇委員のご意見を受けて、何か今お考えになっていることがありましたら、事務局のほうで。

**都市計画課長** それでは、お答えします。

大変貴重なご意見、ありがとうございます。

そうですね、表彰というところかなり敷居が高いですので、やはり情報発信ということ、市民の方々の参加の裾野を広げるという意味で大変重要な視点だなと思っております。

こしがや景観資源のところのお話では、私のほうで先ほど触れましたが、この登録制度を今後どう生かしていくか、こしがや景観資源をどう生かしていくかということの検討の際にも、情報発信、表彰と併せて検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

**議長** いずれにしてもプライオリティーをつけて優先順位で対応していくことが実効性を高めることだと思いますので、引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

**議長** 特にないようでしたら、終結したいと思いますけれども、よろしいですか。

1点、先ほど〇〇委員の地道な取組ということでは、毎回ご紹介するんですけれども、〇〇委員をはじめとする団体でしたか、屋外広告物の除去を積極的に、これはなかなか頭ではやらなければというのを分かっているけども、行動に移すというのはなかなかできないことだと思うんですけれども、それこそ〇〇委員の取組を紹介するとか、あとは住まい・まちづくり協議会の空き家プロジェクトを紹介するとか、いろいろ見える化していくというのはすごく大事なことだと思います。ですので、そういった取組も含めて事務局のほうで優先順位を少しつけて、向こう5年に向けた行動計画をお考えいただきたいなというふうに思います。

ということで、以上をもちまして第1号議案は終結したいと思います。

---

## ◎採決

議長 そうしましたら、採決に入りたいと思います。

それでは、第1号議案「景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証について」は原案にて賛成ということで挙手を求めたいと思います。

いかがでございましょうか、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで原案のとおりとさせていただきます。

どうも皆様、調査審議、ありがとうございました。

---

## ◎報告事項 1

議長 それでは、報告事項に入りたいと思います。

本日3つほどございます。

まず、最初に報告事項の1つ目「景観計画施行状況について」ということで、都市計画課より説明をお願いいたします。

都市計画課担当 都市計画課、福田と申します。

「景観計画の施行状況について」報告をいたします。

お手元の資料2、越谷市景観計画施行状況をご覧ください。

表面に過去5年分の事前協議、届出、計画通知、アドバイザー依頼の件数を記載しております。

なお、令和5年度分は8月31日時点までの件数を記載しております。

時間に限りがございますので、詳細な届出件数等につきましては後ほどご確認をお願いいたします。

裏面をご覧くださいいただければと思います。

景観アドバイザーに依頼した案件につきまして実績を記載しております。先ほどのご説明と重複するところがあるかと思いますが、ご了承ください。

景観アドバイザー制度につきましては、越谷市景観条例第39条の規定に基づきまして、良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う制度でございます。事業者が行う事前協議ですとか、公共施設の景観形成に関しまして、景観まちづくりと色彩の分野でご助言をいただきまして、良好な景観形成の推進に努めております。現在は景観まちづくりの分野で岡田委員、色彩の分野で依田委員にご協力をいただいております。

昨年度令和4年度につきましては、民間施設3件、公共施設4件に対して助言をいただいているところでございます。今年度につきましても、民間施設1件、公共施設2件に対して助言

をいただきました。

昨年度以降に助言をいただいた案件のうち、現時点で完成しているものは令和4年度の遊歩道の色彩と弥十郎公園のトイレの色彩となりますけれども、いずれもアドバイザーからの助言を踏まえて色彩を設定してございまして、周辺環境との調和を図ることができております。

そのほか昨年度以降に動きがあった内容としては、資料中ほどに記載してございますこしがや景観資源の登録がございまして。昨年度の景観評価委員会にて登録についてご審議いただきましてこちら58件の景観資源を追加しております。登録件数の合計は現在207件となっております。

最後ですけれども、資料の一番下の項目、景観啓発につきましては、年間を通してこしがや景観資源の募集を行っておりますほか、イオンレイクタウンにおけるこしがや景観資源の展示、これをイオンレイクタウン内の通路におきまして今年の7月18日から8月9日まで展示を行っております。また、9月9日に開催されました第16回協働フェスタ内でこしがや景観資源に関する展示ですとか、景観まちづくりパンフレットなどの配布を行っております。

景観計画に関する報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

---

## ◎報告事項1に対する質疑

議長 ただいまの報告についてご質問等あれば挙手にてお願いしたいと思います。

質問等ありますでしょうか。

先ほどのアクションプログラムの内容と大分連動してくるので、ほぼほぼご理解いただけたと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

議長 ありがとうございます。

---

## ◎報告事項2

議長 それでは、特に質問等ございませんようですので、2つ目の報告事項に入りたいと思います。「屋外広告物許可件数等について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課担当 それでは、続きまして、報告事項2「屋外広告物許可件数等について」、私のほうからご説明をさせていただきます。

資料につきましては、右上資料3と書かれております屋外広告物許可件数等についてをお手



元にご用意ください。

改めてとはなりますが、まず最初に、屋外広告物とは何かということをお話しさせていただきます。屋外広告物とは、常時、または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、立看板、貼り紙、広告塔、広告板等をいいます。屋外広告物は必要な情報を提供するとともに、まちににぎわいを与える要素となりますが、数量や規模、色彩が過剰になると景観に大きな影響を与えることから、景観計画においても基本的な配慮事項を規定しております。

本日は景観計画をお配りしておりますので、皆様と一度確認をさせていただきたいと思えます。景観計画の厚いほうの冊子の43ページを一緒にご覧ください。

こちらの43ページにつきましては、一般地域の商業地域における景観形成基準が規定されております。上段にあります表の中に、下から2つ目、広告物という欄があるかと思えます。この広告物の欄の1つ目に、建築物に付帯する広告物は集約化、集合化等により規模、数量を必要最小限に抑えるよう努めるとしております。

これは下段のイメージ図でご確認をいただければと思えます。景観誘導のイメージの下に絵がございまして、左上に突き出し広告物の集約化と書かれておりまして、上段の真ん中あたりですか、壁面広告物の集約化についてイメージ図を描かせていただいております。このような形で屋外広告物につきましては、越谷市屋外広告物条例があり、それを基に許可等を行っておりますけれども、景観への配慮につきましても併せて誘導を行っているところでございます。

続きまして、資料に戻って説明をさせていただきます。

次に許可についてお話をさせていただきます。

越谷市では、屋外広告物法に基づき越谷市屋外広告物条例を制定し、設置規模や設置できる地域等について規定をしております。また、適用除外となる広告物を除き市長の許可を受けて掲出することとなっており、許可期間は最長で3年間となっております。許可には申請手数料が必要となり、実績につきましては1ページの下段にあります屋外広告物許可申請件数手数料のとおりとなっております。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

こちらは違反広告物撤去活動についてのご報告となります。これは越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている広告物であって、その広告物が貼り紙、貼り札、広告旗、立看板などの簡易な広告物である場合は、屋外広告物法の規定により所有者に伝えることなく撤去することができます。お手元の資料の写真のように道路上にカラーコーンを置き貼り紙を張ったものや電柱に広告物を貼ったものが該当します。これらは良好な景観を損ねるだけでなく、

交通や通行の妨げとなり、事故などにつながるおそれがあるため対策を講じる必要があり、市民ボランティアや屋外広告物対策協議会が定期的に撤去活動を行っております。

それでは、撤去活動についてご説明をします。

最初に、市民ボランティアによる越谷市違反広告物簡易除却推進員による活動となります。この活動は、平成17年度から開始し、屋外広告物に係る講習会を受講後、市長から委嘱を受けた方4名以上の推進員で構成された団体がそれぞれ活動をしております。現在活動していただいているのは5団体、33名の方となります。

次に、3ページをご覧ください。

2の越谷市屋外広告物対策協議会についてですが、こちらは路上違反広告物対策のため、昭和61年度に埼玉県、越谷市、越谷建設推進協同組合、越谷市建設業協会、越谷警察署を構成員として発足されました。現在当協議会につきましては、越谷建設推進協同組合20社、越谷市建設業協会15社で構成される屋外広告物対策協議会と市が業務委託契約を結び活動を行っております。

最後に、3ページの上段及び下段にある活動回数、撤去枚数についてですが、簡易除却推進員及び屋外広告物対策協議会による撤去活動の実績でございます。どちらも令和2年度以降の撤去枚数は減っております。これはコロナ禍における事業活動の停滞によるものだけではなく、それぞれボランティアの方、協議会の方の活動による効果であるとも考えております。

また、令和5年においては、これまでと同様に不動産販売やキャッシュローンに関わる違反広告物を撤去しており、今後も関係協会等にご協力いただきながら啓発を行い、引き続き違反広告物への対策を講じてまいりたいと考えております。

以上となります。

議長 ご説明ありがとうございました。

---

## ◎報告事項2に対する質疑

議長 今日は〇〇委員もお見えなので、どうでしょうか。大分減少傾向にあると思うんですけども、現場の印象というのはどうでしょうか。かなり手応えがありますか。

〇〇委員 減っていますね、やはり。減っているんですが、こういう活動はやはり細く長くなんだらうと思うんです。なので、そういう意味でやりがいは減っているんですけども、義務感というか、これはやっていかなければいけない世界なんだらうと思っています。そんな感じですね。

**議長** 心より敬意を表したいと思います。引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

こういった数字は団体の皆様にも開示しているのでしょうか。

**都市計画課担当** そうですね、今年度、最初に皆様、推進委員の委嘱をさせていただいた際にご報告をさせていただきました。

**議長** そうですか。こういう目に見える成果というのは次のやりがいにもつながっていくのではないかなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

皆様方から何か質問等ございますでしょうか。大分効果が見えてきているというようなことですけれども、どうぞ、〇〇委員。

**〇〇委員** 私は埼玉県屋外広告業協同組合で、平たく言うと看板屋の組合でやらせていただいておりますので、〇〇委員には今のお話を伺うと我々の仲間内が非常に多大なご迷惑をおかけしているんじゃないかというような印象も受けるわけですけれども、少なくとも我々の啓発は、お客様に対して違反広告物は違反広告物ですよというような声を高らかに言っていこうというような、コミュニケーションをとっていきましょうということで、単純にビジネスだけではなくて、駄目なものは駄目というふうに言っていきましょうというのが、ずっと言い続けてはいるんですけれども、それが少しずつですけれども、多少効果があるのかなと思っております。あと景観だけではなくて、看板もこれから安全というところが非常にクローズアップされておまして、今我々の組合でも安全を担保する、景観と安全、落下すると大変な事故になりますので、そういったところも含めて啓蒙していこうと、今組合を挙げて全力でやっておりますので、その辺もせっかくご意見を頂戴しましたので、一言申し上げさせていただきました。

以上です。

**議長** 〇〇委員の協議会におかれましてもぜひ引き続きご指導いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

ちなみに点検制度は本市ではどうされているんですか。点検制度というのは、札幌市だったか、もともとは屋外広告物が落下して大事故につながって、そのときに責任の所在があいまいで、広告物をつけた側に責任があるのか、広告物をつけさせた建て主側に責任があるのかとか、いろいろ問題があって、国土交通省も全国的に再発防止ということで各自治体に点検制度を求めるようになった経緯があるんですけれども、本市の場合は今こういった取組になっているのでしょうか。

**都市計画課担当** 今度はこちらでお答えします。

点検制度につきましては、埼玉県が制定するより前に、令和2年度から越谷市としましては

点検を義務化させていただいております。それは条例においても規定をさせていただいているところです。

点検につきましては、定期的にやっていただくようにという啓発と併せて、先ほど少しお話をしました許可期間を迎えますと許可の更新というものを皆様に手続上やっていただくことがございます。その更新を行う際に、点検報告書も併せて提出するようにお願いをしております。それでもって市のほうでも確認をさせていただいているような仕組みとなっております。

以上になります。

**議長** 特に質問等これであれば、報告事項2については終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですか。

(発言する者なし)

**議長** ありがとうございます。

---

### ◎報告事項3

**議長** それでは、最後の報告事項になります。「こしがや景観資源について」ということで、先ほどからたびたび出てきていますけれども、この報告事項3について、事務局より説明をお願いいたします。

**都市計画課担当** 引き続き報告事項3「こしがや景観資源について」ご報告をいたします。

お手元の資料につきましては、右上に資料4と書かれております令和5年度こしがや景観資源を募集しますという見出しのチラシをご用意ください。

令和5年度のこしがや景観資源の募集につきましては、チラシの中段に明記されているとおり、季節を感じさせる景観をテーマに募集をしております。募集につきましては令和5年2月の広報こしがや、市ホームページ、SNSを活用して周知をしております。また、広報こしがや9月号等でも募集期限等について改めて周知を行うことで募集を促しているところでございます。例年、募集期限につきましては7月末とさせていただいておりましたが、今年度は季節を感じさせる景観をテーマとしたことから、夏から秋にかけての景観資源についても広く募集を行うため、従来に比べて長く募集期間を設定し、事業を行っております。

今年度の募集状況についてですが、9月末時点で5名の方から17件の応募があり、それぞれテーマに沿った応募をいただいているところでございます。

また、登録につきましては、今年度第2回の景観評価委員会を予定しております、その際に登録に係るご協議をいただきたいと思いますと思っております。

また、令和6年度につきましては、12月からの周知を今予定をしております、テーマについては検討をしているところでございます。

当事業につきましては、平成30年度の募集から昨年度までに207件を登録しており、多くのこしがや景観資源の応募をいただいているところでありますが、元荒川沿川の桜であったり、葛西用水、越谷梅林公園などの登録が多く、新たなこしがや資源の掘り起こしや応募者の裾野を広げていく必要があると考えており、取り組みやすいテーマや周知について検討し、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和6年度のテーマ等につきましては、次回の第2回の景観評価委員会で事業の進捗と併せて報告をさせていただければと考えております。

報告については以上となります。

議長 報告ありがとうございます。

---

### ◎報告事項3に対する質疑

議長 ただいまの内容について質問等ありましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

議長 去年よりも件数が少ないという感じでしょうか。

都市計画課担当 少し少ないと思っているんですけども、実際に10月に入って2名の方々からいただいておりますので、駆け込みがあるかなとは少し期待しているようなところでございます。

議長 ちょうど季節的にまちの木々が彩りとして変化してくるのが11月以降でしょうから、今年暑いですから、まだまだ夏のような気候なので、秋口になってくると応募が増えるかもしれないですね。

事務局からも件数を増やしていきたいというような話がありましたけれども、何かそういった工夫についてアドバイスがあればというふうに思いますけれども、どうでしょうか。インスタグラムみたいな簡易なものでどんどん投稿してもらおうというやり方もあるのではないかなと思います。

都市計画課担当 そうですね、募集の方法も含めて検討してみたいと思います。

議長 何かご意見、ご質問等ありますか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

**議長** それでは、特にないようですので、こしがや景観資源、市民に問いかける非常に大きな取組だと思っておりますので、事務局も大変だと思っておりますけれども、引き続きご尽力をお願いしたいと思います。

それでは、本日上がっておりました議事、報告、全て終了いたしました。

---

## ◎その他

**議長** 続きまして、次第6にありますその他ということで、これは委員の皆様、あるいは事務局からあればお受けしたいということでもありますけれども、皆様方には何かその他ございますでしょうか。

(発言する者なし)

**議長** 事務局はありますか。

**事務局** 大丈夫です。

**議長** 大丈夫ですか。

今回新任の方は〇〇委員、最後になりますけれども、簡単に今日の感想とか自己紹介をいただけたらと思います。

**〇〇委員** 〇〇〇〇と申します。

今回は本当に主婦目線としてというか、本当に一市民として参加させていただきました。今まで景観という形でこのような形で活動されているということにあまり分らなかったんですけれども、一体どういう景観を越谷市が目指しているのかということとか、そういうことに関しても一市民としてこれからもっともっと関わって、周りの人たちにもいろいろ聞いたりとか、感じていることとか、多分全然上にまで吸い上がっていった意見とかがあると思うので、本当に微力ですけれども、そういう形で参加させていただいて、今日はすごく有意義な時間になりました。ありがとうございました。

**議長** どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

やはり取組の見える化は大事ですね。こういう席上で初めて分かったということ、確かに胸に刺さりますね。〇〇委員のご意見にあった表彰制度のような取組も幾つかの地域団体が積極的に景観まちづくりを動かしているの、何かそういう活動そのものを今後は周知を図っていく、報告をしていくという、表彰状よりも、そういったものを積極的に紹介することで活動団体の張り合いにもつながるということもあるかもしれないので、ちょっとその辺のところはぜ

ひ皆さんとも引き続き議論をして、事務局の方にもプライオリティーを上げていただくようなことで対応を考えていきたいなというふうに今日は感じました。

その他、何か皆さんからございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

---

## ◎閉会

**議長** それでは、特にないようですので、以上をもちまして第1回の景観評価委員会を終了いたしたいと思えます。今年度は第2回があるということですので、通常は1回ですけれども、次回ありますので、また年明け、皆様とお会いできることを楽しみにしたいと思います。

それと手前みそですけれども、アクションプログラムの中にあった景観計画に関する動画の紹介というのを私の方で対応させていただいておりますので、ぜひご新任の〇〇委員も越谷の景観計画についてですとか越谷の歴史的な意味などを紹介させていただいておりますので、ホームページを拝見いただけるとありがたいかなというふうに思います。

ということで、以上をもちまして終了いたしたいと思えます。

進行はこの後は事務局にお返ししたいと思います。

**事務局** 岡田会長、どうもありがとうございました。

また、皆様におかれましては、本日は長時間にわたりまして調査審議をいただきましてありがとうございました。

なお、本日の委員会の会議開催結果につきましては越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づきまして越谷市ホームページにて公表をさせていただきます。皆様ご了承承願いたします。

また、ここで令和5年度第2回越谷市景観評価委員会についてご案内させていただきます。

第2回越谷市景観評価委員会につきましては、令和6年1月31日水曜日、午後2時から、本庁舎8階第1委員会室にて開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めてご案内をさせていただきますので、ご出席のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

これをもちまして、令和5年度第1回越谷市景観評価委員会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時30分 閉会